

## 旭川市保健所運営協議会における報告事項

担当課 衛生検査課

## 【報告事項】

食品衛生法改正に係る対応について

## 【説明要旨】

各保健所においては、飲食による健康被害の発生を防止するための法律である食品衛生法に基づき、地域の実情を踏まえた様々な施策や事業、取組を展開しています。

食品衛生法については、適時、小さな改正が行われてきましたが、前回の改正から15年が経過していること及び、この間、食を取り巻く環境の変化や国際化が進んでいることなどから、平成30年6月、大きな改正がなされ※、今後、食品事業者や保健所等の行政機関にあっては、新たな取組や対応が求められることとなります。

※ 食品衛生法の改正事項（別紙2「厚生労働省リーフレット」参照）

- 1 広域に及ぶ食中毒への対策の強化
- 2 全ての事業者に「HACCPに沿った衛生管理」を制度化
- 3 特定の食品による健康被害情報の届出を義務化
- 4 食品用器具・容器包装にポジティブリスト制度導入
- 5 営業届出制度の創設と営業許可制度の見直し
- 6 食品リコール情報の行政への報告を義務化
- 7 輸出入食品の安全証明の充実

**施行期日** 公布の日から2年以内（ただし、1は1年、5及び6は3年）

なかでも、「2 HACCPに沿った衛生管理」については、食品事業者にとって最も身近な事項であり、また、多くの施設においては、全く新たな取組となることから、当所では、事業者の新制度への移行作業が円滑に進み、その後においてもHACCPに沿った衛生管理が確実に実施されるよう、別紙1のとおり、周知文書の発送や説明会の開催などの対応について検討しているところです。

なお、HACCPの制度化に伴う本市関係法令（旭川市食品衛生法施行条例等）の改正作業については、道内関係自治体との情報共有・連携を図りながら、時機を逸することなく進めていきたいと考えております。